

武蔵野市文化施設の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が設置する文化施設が担うべき役割及び機能を整理するため、武蔵野市文化施設の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 各文化施設で実施されている事業の評価に関する事項
- (2) 各文化施設が生み出す文化的価値に関する事項
- (3) 駅勢圏ごとに必要な文化施設の機能の整理に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化施設の在り方を検討するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者7人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益財団法人武蔵野文化事業団の事務局長の職にある者
- (3) 市民部市民活動担当部長の職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和2年9月30日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員(第3条第3号に掲げる委員を除く。)の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民部市民活動推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。